

持込ニュース23 No.14

* 本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています *

平成25年3月1日発行

東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部 管理課



廃棄物処理手数料が改定されます

組合では、平成25年10月1日搬入分から事業系一般廃棄物の処理手数料を次のとおり改定します。

手数料の徴収対象者	改定後の廃棄物処理手数料
1 事業系一般廃棄物(し尿を除く。)又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を処理施設に搬入した者	1キログラムにつき 15円50銭
2 中小企業者等の産業廃棄物を処理施設に搬入した者(中防処理施設に搬入する産業廃棄物の木くず、紙くず、繊維くず)	1キログラムにつき 15円50銭
3 転居廃棄物(粗大ごみの形状のものに限る。)を処理施設に搬入した者	1キログラムにつき 15円50銭

この改定は、現行の廃棄物処理手数料と実際の廃棄物処理費用との乖離(かいり)を縮小することで、事業者の皆様にも適正な負担をお願いするものです。

今後も、引き続き効率的な清掃工場等の運営を目指し、処理経費の削減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

清掃工場への適正な搬入をお願いします

① 受入基準の遵守を!!

清掃工場では、ごみを安全かつ安定的に効率よく焼却するために、ごみの受入基準を定めています。

廃プラスチック類や金属くず等の産業廃棄物、有害性の物や爆発性のある物、冷凍された状態の物や水分を多量に含んだ物、粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物や処理可能な形状・寸法を超える大きさの物などは持込を禁止しています。また、搬入されたごみの中に持込禁止物があった場合は、持ち帰っていただきます。

② STOP!! 過積載

過積載は、法令違反であることはもとより、ブレーキ性能やハンドル性能の低下を招くことから、清掃工場構内においても安全走行上、大変危険です。過積載の車両については、注意書の交付などの指導を行います。清掃工場への搬入にあたっては、安全を最優先し、無理のない収集・運搬をお願いします。

以上、清掃工場の安全・安定的な稼働のため、適正な搬入をお願いします。



産業廃棄物(缶・金網・廃プラ容器等)



粉末状廃棄物(紙粉)



平成25年度の搬入計画について

2月28日（木）付で、継続持込事業者の皆様へ「平成25年度持込可燃ごみ清掃工場搬入計画通知書」を郵送しました。もし届かない場合は、速やかにご連絡ください。

事業者の皆様におかれましても厳しい状況であることは承知しておりますが、平成25年度の搬入計画についても何卒ご協力くださいますよう、よろしくお願い致します。

年度途中での搬入計画の変更について

作業場所の増減等を理由とした搬入計画の変更は、毎月第1・第3月曜日付で行っています。

変更要望書の提出期限は前週月曜日になりますが、計画変更には**事前相談が条件**となっておりますので、まずはお電話でご相談ください。

搬入先変更のFAX通知を終了しました

継続持込管理システムの稼働に伴い、EメールとFAXでの搬入先変更通知を並行して行ってきましたが、平成25年2月末をもってFAX通知を終了しました。事業者の皆様においては、搬入先変更を確実にご連絡するため、今一度登録済みメールアドレスの確認をお願いします。

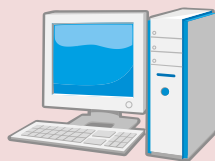
なお、Eメールを受信する手段が無い事業者様へは、当面の間FAX通知を継続しますが、Eメール通知の促進にご協力をお願いします。

継続持込管理システムへのアクセス方法

①パソコン・スマートフォンから

アドレスバーにURLを直接入力。
「<https://seisou-23.jp/henkou>」
もしくは、清掃一組ホームページから
もアクセスできます。

【清掃一組HP>持込業者様へ>事業系一般廃棄物の
持込みについて>継続持込管理システム】



②携帯電話から



URL入力で
「<https://seisou-23.jp/henkou>」を入力するか、
左のバーコードを読み取
ってください。



事業者コードとパスワードの入力

印刷物登録
平成24年度第111号

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部 管理課 搬入承認・手数料係
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京区政会館13階
電話03-6238-0826 FAX03-6238-0838